



町・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る承認申請書

第 号

令和 年 月 日提出

松前町長 様	申請者	住所又は所在地	特別徴収義務者指定番号	
		氏名又は事務所等の 名称及び代表者氏名	法人番号又は 個人番号	
			担当課名及び 電話番号	

地方税法第321条の5の2並びに松前町税条例第46条の3の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

特例の適用をうけようとする税額	年 月以降の納期に係る町・県民税特別徴収税額			
申請の前日6ヵ月間の各月末の給与の支払 を受ける常時雇用人数 ※ほかにアルバイト・日雇等の方がいる場 合は（ 人）内に別記してください。	年 月	人（ 人）	年 月	人（ 人）
	年 月	人（ 人）	年 月	人（ 人）
	年 月	人（ 人）	年 月	人（ 人）

現に町税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由がありやむを得ない場合はその理由及び詳細

※町役場処理欄（下欄は記入しないでください）

処理区分	発 議	年 月 日			調査事項等
承 認	決 裁	年 月 日			
	通 知	年 月 日			
却 下	課長	補佐	係長	係	却下の場合その理由
	決 裁				

(裏面)

【町・県民税特別徴収税額の納期の特例について】

給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である町・県民税の特別徴収義務者は、申請書を提出することにより、給与等の支払の際徴収した町・県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

- 6月分から11月分まで …………… 12月10日まで
- 12月分から翌年5月分まで …… 翌年6月10日まで

※ 「常時10人未満」とは常に10人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

【町・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る承認申請書における注意事項】

- 1 納期の特例を申請されても、滞納や著しい納入の遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり納入遅滞がある場合は、特例を取消すことがあります。
- 2 納期特例の承認後、給与の支払を受ける人数が条件の限度を超えることとなった場合は、その旨を速やかに届け出てください。
- 3 納期の特例が承認された場合でも町・県民税特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。